

外食産業等と連携した農産物の 需要拡大対策事業の推進について

(一社) 全国豆類振興会

1 事業の背景と趣旨

TPPによる新たな国際環境の下で、国産農産物の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図る対策が、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、平成27年度補正予算で打ち出され、「外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業」として農林水産省が実施しています。この事業は、産地と外食・加工業者等の連携により国産農産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援するものです。

2 全国豆類振興会における取組

標記事業については、農産物の各分野別に関係団体が事業の推進に取り組むことができるようになっており、「豆類」(小豆、いんげん等)の分野については、当会が農林水産省の公募要領に基づき、応募し、3月上旬に実施主体として承認を受けました。

当会では、早速事業の推進に取り組むこととし、豆類の関係団体等に対して説明会を行うとともに、HP(全国豆類振興会・「豆の日」普及推進協議会)に外食・加工業者等に対して新商品開発等事業への取組、応募を求める公募を開始しました。3月の第1回の公募は終了しましたが、この事業は予算が繰り越しになったことから、引き続き事業を推進し、6月24日(金)から7月8日(金)まで第2回目の公募を行うことにしております。御関心のある方には応募方法など事業の詳細についてHPを見ていただきたいと思います。当会は、公募選定委員会で審査・選定を行った上で、予算の範囲内で助成を行っていきます。

3 新商品開発等事業の概要

本事業は産地と複数年契約を締結する加工業者等による新商品の開発や販路開拓の推進に対して支援し、その事業内容は、①新商品の開発・試作、②新商品の開発等に必要な技術開発等、③新商品のプロモーション、④原料原産地表示の促進です。

加工業者等の事業実施者の要件、事業の支援内容については、以下の表を参考にさせていただくとともに、その詳細についてはHPにある事業実施要領を見て下さい。

事業実施者(外食・加工業者等)の要件

- 1**

外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会※¹であること。

2

国産農産物を活用した**新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者**であること。

3

安定的に国産農産物を原料として供給することができる能力のある**複数の生産者※²又は生産者団体と原材料の供給契約を締結※³**すること。

4

本事業で開発した商品は、**商品の包装等に国産農産物を使用している旨を表示**すること。

5 【成果目標】

事業実施年度の**5年後**（目標年度は平成32年）に**取り扱う国産農産物の使用量を10%以上増加**させること。

※1 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

※2 契約を締結する生産者は、当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者とする。

※3 原材料の供給契約は、事業実施年度の翌年度から3年以上の期間とし、本事業の実施年度中に締結すること。

事業実施者(外食・加工業者等)への支援内容

国産農産物を活用した新商品の開発のためのニーズ調査、新商品の開発、新商品の製造に必要な機械の開発・改良等を支援。

事業内容	補助率
・新商品の開発のための検討会の開催	定額
・新商品の開発のための企業・消費者等のニーズ調査	定額
・新商品の開発に必要な試作(必須)、試作品に係るパッケージの開発等	定額
・試作品の評価検討会の開催	定額
・新商品の製造に必要な機械・貯蔵用機械・販売用機械の改良(保有機械の改良経費) ・新商品の製造に必要な機械・貯蔵用機械・販売用機械の開発・改良(開発・改良経費) ・開発・改良した機械の導入(購入費又はリース費(機械の貸付主体を通じた助成))	1/2以内
・開発・改良した機械を用いた試作品の製造	定額
・試作品のPRのためのパンフレット等の作成、広告・宣伝	定額
・試作品の試食・商談会等の開催	定額
・試作品の原料原産地表示に向けた検討会の開催	定額
・試作品の原料原産地表示に必要な自動ラベル貼付機器等のリース(リース費(機器の貸付主体を通じた助成))	1/2以内

※補助対象経費

会場借料、会場設営費、通信運搬費、借上費、印刷製本費、広告・宣伝費、情報発信費、資料購入費、原材料費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、謝金、委託費、役員費、備品費、雑役務費(手数料、印紙代)、整備費

※試作品や試作品の商品説明資料(パンフレット等)は、販売することはできません。